

資料 2

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (海防法)の全体概要

(1) 名称: 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)

(2) 海洋汚染等防止法の目的と位置づけ

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」という。)は、船舶の航行に伴って発生する油や有害物質等の排出による海洋汚染等を防止し、また海上災害の発生を防ぐことを目的とするものである。
- また、日本における海洋環境保全の根幹を成す法律であり、国際海事機関(IMO)が採択した「海洋汚染防止条約」や「船舶バラスト水規制管理条約」等の担保法としての役割を担う。

(3) 規制体系の概要

- 海防法は全9章で構成され、それぞれ以下のとおり汚染物質に応じた規制等を定めている。

章	名称	主な内容
第1章	総則	目的、定義、基本的な排出禁止事項等の基本原則を規定
第2章	船舶からの油の排出の規制	油の排出の原則禁止・排出規定、油記録簿の備付・保存等
第2章の2	船舶からの有害液体物質等の排出の規制等	有害液体物質等の排出規定、有害液体物質記録簿の備付・保存等



続く

章	名称	主な内容
第3章	船舶からの廃棄物の排出の規則	廃棄物（ごみ等）の海洋投棄の原則禁止、例外的な投棄の設備要件、許可制度・基準、記録簿の管理等
第3章の2	船舶からの有害水バラストの排出の規制等	外来種の移送防止を目的としたバラスト水管理規制、処理装置の設置、排出基準、管理計画書の作成
第4章	海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の規制	石油掘削施設などの海洋施設・航空機による排出に関する規制。排出防止措置、記録の管理等
第4章の2	油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の規制	地下への廃棄（海底下処分）に関する規制。二酸化炭素（CO ₂ ）の海底下廃棄の許可制度、基準等
第4章の3	船舶からの排出ガスの放出の規制	窒素酸化物（NO_x）、硫黄酸化物（SO_x）、CO₂の排出規制。排ガス洗浄装置（EGCS）や代替燃料の使用基準、連続監視装置の設置等を規定。
第4章の4	船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制	焼却処理の禁止・例外的許可の焼却設備の基準、燃焼管理装置の要件、記録保持義務等
第4章の5	船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等	検査の枠組みや証書交付等に関する規定。海洋汚染防止設備（装置）や手引書等の検査・備付義務等。船舶安全法の準用※。

※：海防法においては型式承認や認定事業場に係わる規則については船舶安全法を準用している

続く

章	名称	主な内容
第5章	廃油処理事業等	陸上での廃油等の適正処理に関する事業規制、登録制度、技術基準、監督命令等
第6章	海洋の汚染及び海上災害の防止措置	漏油・災害発生時の防止措置義務、関係者の通報義務、緊急時の防除措置、関係機関の協力体制
第6章の2	指定海上防災機関	国の指定する防除機関の制度。指定要件、業務範囲、監督規定等。
第7章	雑則	船舶等の廃棄規制、報告徴収、立入検査、指導等。
第8章	罰則	排出等違反、虚偽報告、命令違反等に対する刑事罰（懲役・罰金）を規定(法人への両罰も含む)。
第9章	外国船舶に係る担保金等の提供による保釈等	外国船舶に係る担保金等の提供による釈放の手続等。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

[政令]

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する
法律施行令（※1）

⋮

※1: NO_x放出基準値等が定められている

[実施規則を定めた省令]

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する
法律施行規則

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する
法律の規定に基づく船舶の設備等の検査
等に関する規則（※2）

⋮

※2: 国際大気汚染防止原動機証書の交付やNO_x放出
確認試験の検査手続き等が定められている。

[技術基準を定めた省令]

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法
律の規定に基づく船舶の設備等に関する技
術上の基準等に関する省令（※3）

⋮

※3: NO_x放出量の算出方法や原動機手引書の記載事項
等が定められている

(4) 報告徴収・監督

第7章において、国土交通大臣(または海上保安庁長官)は、必要に応じて以下の措置を講ずることができる。

- 第48条(報告の徴収等):

報告命令(対象:船舶所有者若しくは船長、廃油処理事業者、有害水バラスト処理設備製造者等)

立入検査(対象:船舶、船舶所有者、廃油処理事業者、有害水バラスト処理設備製造者等)

- 第49条の2(指導等):

この法律の目的を達成するため必要があるときは、海洋汚染等又は海上災害の防止と密接な関連を有する業務に携わる者に対し、必要な指導、助言及び勧告することができる。



船用エンジン製造者に対する強制力を伴う報告徴収・立入検査に関する規則はない。
最も重要な事実関係の確認(現地調査・報告徴収)は行政指導に頼らざるを得ない。

(5) 罰則規定

第8章において、主に以下の違反行為に対して刑事罰等が規定されている。

- 第55条 油や有害液体物質、有害水バラスト等の違法排出等
1000万円以下の罰金
- 第56条 偽りその他不正の行為により国際大気汚染防止原動機証書等の交付を受けた者等
100万円以下の罰金
- 第58条 有害水バラスト処理設備製造者等の虚偽報告、立入検査忌避等
30万円以下の罰金
- 第59条 両罰規定
法人に対しても刑事罰(罰金)が科される